

## 船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年7月17日 10時30分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港（最上川河口付近） 酒田港北防波堤灯台から真方位139° 1, 130m付近 （概位 北緯38° 55.3′ 東経139° 48.7′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、北西進中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年7月18日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長2.95m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4 海象：波高 約1.0～1.5m
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、友人が乗るミニボート2隻と共に漂泊して釣りを行っていたところ、友人のミニボート1隻が転覆したので、救助しようと北西進中、沖からのうねりと川の流れとがぶつかって発生した高い波を受けて転覆した。</p> <p>操縦者は、転覆した状態で漂流している本船を認めたが、風波の影響により、本船に戻ることができず、自力で堤防に泳ぎ着いた。</p> <p>操縦者は、ベルト型救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、最大搭載人数4人のインフレーターボートで、2馬力の船外機を搭載していた。</p>
分析	本船は、転覆した友人のミニボートを救助しようと北西進中、沖からのうねりと川の流れとがぶつかって発生した波高約1.0～1.5mの三角波を受けたことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、転覆した友人のミニボートを救助しようと北西進中、沖からのうねりと川の流れとがぶつかって発生した波高約1.0～1.5mの三角波を受けたため、転覆したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートは、風波の影響を受けやすいので、河口付近で三角波が発生するおそれがあることに注意するとともに、平穏な海域で運航すること。</li> </ul>